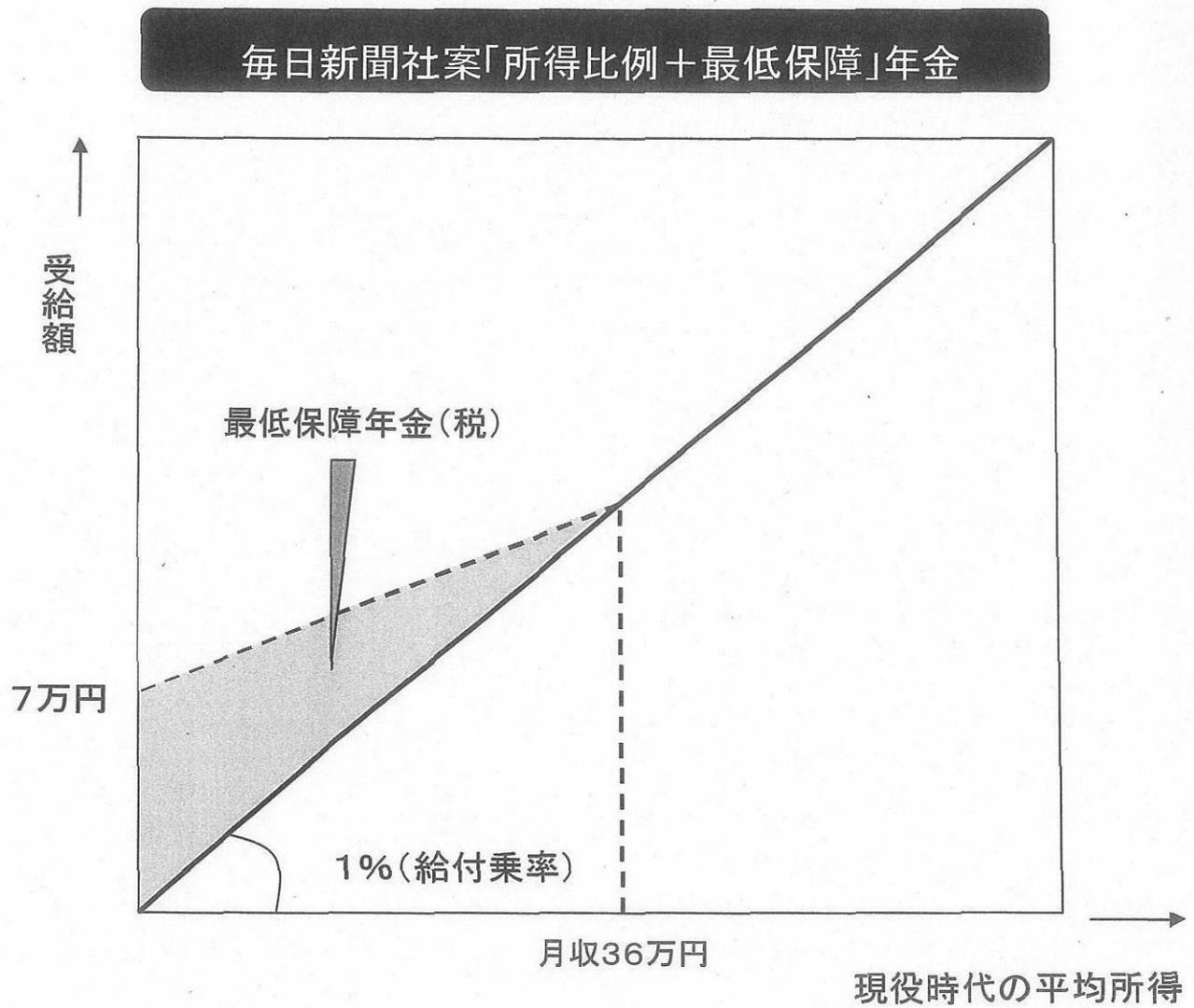


(毎日新聞社案)

- 老後の所得が不十分な人には最低保障年金を支給（40年加入で7万円。現役時代の平均年収が600万円以上の場合、支給されない。）



## 保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要(国保)

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補填することにより、低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援し、中間所得者層を中心に保険料負担を軽減する。

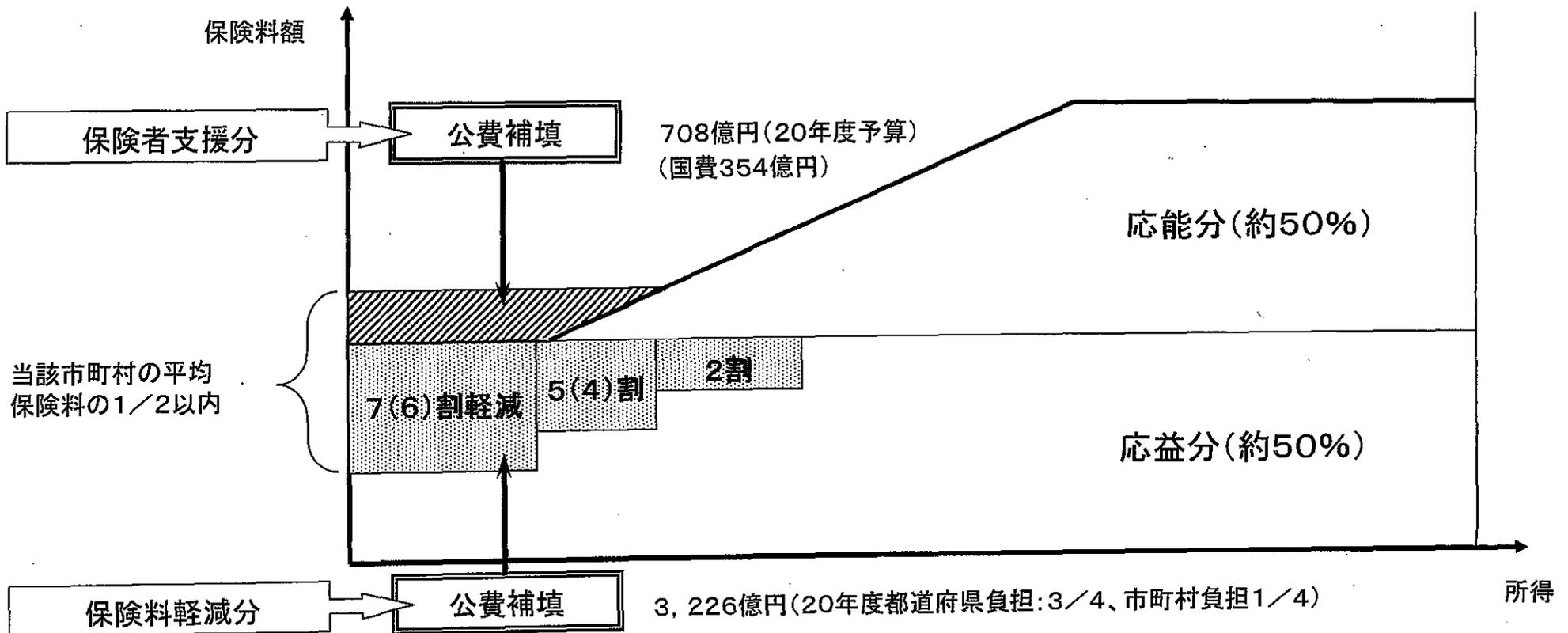
(平成15年度より3年間の時限措置、平成18年度より更に4年間の延長)

- ・以下の式により算出した額を市町村一般会計から国保特別会計に繰り入れる。

$$\text{一人当たり平均保険料収納額} \times \text{保険料軽減世帯に属する一般被保険者数} \times \text{一定割合} \quad (\ast)$$

(※) 一定割合：7(6)割軽減世帯…12%(10%)，5(4)割軽減世帯…6%(5%)

- ・保険者支援制度に対する公費負担割合 国：1/2，都道府県：1/4，市町村：1/4



平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳(粗い推計)

(単位:万人)

	H19実績 (実際に当該免除を受けている者)	所得状況によって分類した場合	現行の免除基準 所得(収入)	
			単身世帯	4人世帯
第1号被保険者(任意含む)	2,035 (100%)	2,035 (100%)		
第1号強制加入被保険者計	2,001 (98%)	2,001 (98%)		
全額免除	202 (10%)	521 (26%)	~57万円(122万円)	~162万円(257万円)
4分の3免除	27 (1%)	284 (14%)	~93万円(158万円)	~230万円(354万円)
半額免除	19 (1%)	169 (8%)	~141万円(227万円)	~282万円(420万円)
4分の1免除	8 (0%)	153 (8%)	~189万円(296万円)	~335万円(486万円)
若年者納付猶予	37 (2%)	103 (5%)	~57万円(122万円)	
学生納付特例	166 (8%)	251 (12%)	~141万円(227万円)	
法定免除	113 (6%)	113 (6%)		
免除、猶予なし	1,430 (70%)	410 (20%)		
第1号任意加入被保険者	34 (2%)	34 (2%)		

(注1)()内の%は、第1号被保険者の総数に対する割合である。

(注2)現行の免除基準は、申請者が世帯全員を扶養している世帯主である場合における申請者本人の所得(収入)の目安。  
なお、申請免除は申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年の所得が、扶養状況に応じた免除基準に該当することが必要。

(注3)若年者猶予制度は、本人及び配偶者の前年の所得が、それぞれ全額免除基準に該当することが必要であり、  
学生納付特例制度は、本人の前年の所得が半額免除基準に該当することが条件。

(注4)所得分布は、平成17年国民年金被保険者実態調査「所得特別調査」に基づく推計(平成16年所得)。調査対象者から、所得不詳、  
調査で学生と回答した者、16年度末に学生納付特例者であった者を除いて推計した。

(注5)任意加入被保険者及び法定免除者は、平成19年度末実績。

(注6)学生納付特例該当者は、平成17年国民年金被保険者実態調査及び平成19年度末時点の年齢別被保険者割合からの推計である。